

# 岐阜県公報

第 五 百 二 十 七 号  
令 和 六 年 九 月 二 十 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(保健医療課) 三七五<sup>ページ</sup>

### 公 安 委 員 会 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

(生活安全総務課) 三七七

### 告 示

各務原都市計画学校事業の認可

(都市政策課) 三七七

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 三七八

個人演説会等を開催することができる施設の指定等

(同) 三七九

### 公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 三七九

県営土地改良事業の変更計画の決定

(同) 三八〇

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 三八〇

## 規 則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年岐阜県規則

第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第十九号様式を次のように改める。

第19号様式 (第18条、第21条、第23条関係)

障 害 者 手 帳 交 付 申 請 書

※市町村名									
※受理年月日									

岐阜県精神保健福祉センター所長 様

年 月 日

私は、次の事項 (○印) について申請します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の

[ 新規交付 ・ 更新 ・ 障害等級変更 ]

(申請項目を○で囲んでください。)

精神障害者本人	フリガナ			生年月日									
	氏名	姓	名										
	住所	現住所											
		アパート等											
電話番号													
個人番号													
添付書類 (○印)	1 医師の診断書 2 年金証書等の写し ( 級 ) ・ 同意書 3 特別障害給付金受給資格者証等の写し ( 級 ) ・ 同意書 4 写真 (縦 4 cm×横 3 cm)												
既存の手帳	※有効期限	年 月 日		※手帳番号									

家族等の連絡先 (精神障害者本人が18歳未満の場合に記入)	フリガナ			本人との続柄 (○印)	父 母 兄 弟 姉 妹 祖 父 母	
	氏名	姓	名		その他 ( )	
	住所	現住所				
		アパート等				
電話番号						

申請書を提出した者	<input type="checkbox"/> 精神障害者本人 <input type="checkbox"/> 上記の家族等    ※左記以外の場合は以下に記入			
	氏名	(フリガナ)	本人との関係	住所

- 注 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」又は「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込 (支払) 通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証 (特別障害者給付金支給決定通知書) 及び直近の国庫金振込通知書 (国庫金送金通知書) の写し」が必要です。ただし、マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合には、添付は不要です。
- 2 マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合又は年金証書等の写し若しくは特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
- 3 写真 (縦 4 cm×横 3 cm) は、脱帽 (申請者の申出により、知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)、上半身を写したもので、1年以内に撮影したものであること。
- 4 ※の欄は、記入しないでください。

手帳受領者	氏名
-------	----

※審査	手 帳	1 級	2 級	3 級
		不 承 認		



二十四号 川島小学校・川島中学校  
 三 事業施行期間  
 令和六年九月二十日から  
 令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県各務原市那加不動丘町1丁目、那加郷田町、上戸町5丁目、松が丘2丁目、蘇原青雲町1丁目並びに川島河田町字河田、字山神及び字西光坊 地内  
 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年九月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 郎

1 令和6年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

1,618,209人

2 総数の50分の1の数 32,365人  
 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 302,277人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	332,735	110,912
大垣市	144,113	48,038
高山市	70,860	23,620
多治見市	89,050	29,684
関市・美濃市	86,153	28,718
中津川市	61,525	20,509
瑞浪市	29,612	9,871
羽島市	55,217	18,406
恵那市	39,139	13,047
美濃加茂市	42,554	14,185
士岐市	45,321	15,107
各務原市	119,333	39,778
可児市	92,346	30,782
山県市	21,250	7,084
瑞穂市	44,010	14,670

飛 騨 市	18,939	6,313
本 巢 市	42,327	14,109
郡 上 市	32,248	10,750
下 呂 市	24,816	8,272
海 津 市	27,048	9,016
羽 島 郡	39,270	13,090
養 老 郡	22,438	7,480
不 破 郡	26,731	8,911
安 八 郡	19,199	6,400
揖 斐 郡	53,212	17,738
加 茂 郡	38,763	12,921

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について、次のとおり報告があったのびその旨を公表する。

令和六年九月二十日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 竹 内 治 彦

1 指定した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	収容人員
岐 阜 市	岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設 すこやか交流室 1、2	岐阜市徹明通二丁目18番地	60人

山 県 市	山県市高富コミュニケーション ター 多目的ホール	山県市佐賀588番地 2	500人
	山県市美山コミュニケーション ター 多目的ホール	山県市岩佐1177番地 1	500人

2 所在地を変更した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	収容人員
羽 島 市	羽島市福寿コミュニケーション ター 集会室	変更後 羽島市福寿町本郷一丁目22 番地 変更前 羽島市福寿町本郷909番地 2	100人

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中 江 東 地 区	海 津 市 役 所	令和 六 ・ 一 〇 ・ 二 〇 から 同 六 ・ 一 〇 ・ 三 一 まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	鷺森地区	縦覧場所	大垣市役所	縦覧期間	令和六・一〇・二〇から 同六・一〇・二二まで
----------	------	------	-------	------	---------------------------

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七

条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	中津川1期地区 （新溜池）	縦覧場所	中津川市役所	縦覧期間	令和六・一〇・二〇から 同六・一〇・二二まで
----------	------------------	------	--------	------	---------------------------

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和六年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	岐阜県指令岐西建築第一七六号の二九 令和六・五・一〇 岐阜県指令岐西建築第一四八号の一〇 令和六・八・一九	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	羽島市福寿町間島字角田一九番一、一九番三、一九番四、二〇番一、二〇番二、二二番一、二二番二、同市竹鼻町字今町二一六五番及び羽島市所管法定外公共物（道路）	開発許可を受けた者の住所及び氏名	岐阜県下呂市金山町東番部三三二一番地 株式会社伊田屋 代表取締役 河 尻 雅 次
-------------------	--	--------------------	--	------------------	--

令和六年九月二十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社